

福井県職業能力開発協会 定款 (抜粋)

第3章 会 員 等

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格を有するものは、次のとおりとする。

- 一 福井県内に事務所を有する事業主等で、職業訓練または職業能力検定を行うもの
- 二 福井県内において職業訓練または職業能力検定の推進のための活動を行う団体
- 三 その他本会の目的に賛同するもの

(加 入)

第6条 前条に掲げるものが本会に加入しようとするときは、加入の申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の加入の申込みがあったときは、理事会の意見を聴いて承諾するかどうかを決めるものとする。

(退 会)

第7条 会員は、会員の資格を喪失したとき、または解散しようとするときは、速やかに本会から退会するものとする。

- 2 会員は、前項の規定によるほか、当該年度終了の30日前までに書面により会長に申出をして本会を退会することができる。

(除 名)

第8条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

- 一 本会の目的の達成または業務の運営を妨げたとき。
- 二 本会の信用を失墜させる行為をしたとき。
- 三 会費の納入その他会員の義務を怠ったとき。

(議決権および選挙権)

第9条 会員は、各1個の議決権および選挙権を有する。

(会 費)

第10条 会員は、総会で別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 2 納入された会費は、会員が退会した場合、または除名された場合においても返還しない。

(届 出)

第11条 会員は、氏名または住所（法人その他の団体にあつては、その名称・代表者の氏名または主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(名誉会員)

第12条 本会は、理事会で別に定めるところにより、本会の業務に関し功労のあったものを名誉会員とすることができる。